

認定書

国住参建第109号
令和3年7月13日

株式会社 LIXIL
代表執行役 瀬戸 欣哉 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号の二ロ及び同法施行令第109条の2（20分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-2568-2
2. 認定をした構造方法等の名称
複層ガラス入アルミニウム合金製二段窓（たてすべり出し窓・はめ殺し窓）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。